

## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に基づく指導等について

令和7年12月10日

公正取引委員会

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）の施行に伴い、同法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施するとともに、同法に違反する疑いのある行為の発見に努め、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、同法に基づき迅速かつ適切に対処することとしている。

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実に関する情報収集を積極的に行っており、その一環として、令和6年度において、問題事例の多い業種に係る発注事業者3万名を対象に「フリーランスとの取引に関する調査」を実施したほか、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に違反する事実があるとして公正取引委員会に申出がされたことにより得られた情報などを踏まえ、フリーランスとの取引が多い業種である放送業及び広告業の事業者について集中的に調査を行った結果、令和7年10月までの間に、フリーランス・事業者間取引適正化等法第22条の規定に基づき、128名の事業者に対して是正を求める指導を行った。

指導の対象となった主な事例は別紙1のとおりである。

また、フリーランス・事業者間取引適正化等法施行後、同法第5条に係る相談対応や指導等を行ってきたところ、法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、これまでの運用を踏まえ、同法第5条の各規定に関する留意点を別紙2のとおり取りまとめた。

公正取引委員会は、今後もフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する疑いのある行為を行っている事業者やその業種について、積極的に情報収集を行い、違反があった場合には、迅速かつ適切に対処する。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部  
フリーランス取引適正化室  
電話 03-3581-5479（直通）  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

**別紙 1－1 指導の対象となった主な事例（放送業等）**

**【取引条件の明示義務（第3条）】**

- ラジオ放送業を営むA社は、ラジオ放送番組の制作及び出演並びにイベント司会を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に明示事項が記載された書面を交付しなかった。
- テlevision放送業を営むB社は、動画の撮影等を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける日及び役務の提供を受ける場所を明示しなかった。
- 有線television放送業を営むC社は、CMの制作等を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける場所及び検査完了日を明示しなかった。
- アニメーション制作業を営むD社は、アニメーションの作画等を特定受託事業者に委託しているが、一定期間にわたって同種の業務委託を複数行う際に個々の業務委託に一定期間共通して適用される事項を記載した書面との関連性を、個々の業務委託の際に交付する書面に記載しなかった。
- ラジオ放送業を営むE社は、番組及びCMの制作を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付の内容として知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示しなかった。
- テlevision放送業を営むF社は、番組の演出等を特定受託事業者に委託しているが、業務の遂行のために特定受託事業者が要する費用等をF社自身が負担する場合に、当該費用等の金額を含めた総額が把握できるように報酬の額を明示しなかった。
- ラジオ放送業を営むG社は、出版物のデザイン、写真撮影等を特定受託事業者に委託しているが、明示事項に未定事項があったため、当該未定事項を記載せずにその他の明示事項を明示した場合において、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日を、当初の書面に記載していなかった。

#### 【期日における報酬支払義務（第4条）】

- 衛星放送業を営むH社は、デザインの作成を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者が請求書を提出した日を基準に支払期日を設定しており、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。
- テlevision番組制作業を営むI社は、ロケ撮影及びその映像編集を特定受託事業者に委託しているが、I社の事務処理が遅れたため、支払期日より後に報酬を支払っていた。

#### 【発注事業者の禁止行為（第5条）】

- テlevision放送業を営むJ社は、番組の演出等を特定受託事業者に委託しているが、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コスト上昇分の報酬の額への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの報酬の額に据え置いていた。また、コスト上昇以外の状況に起因して、特定受託事業者との間で報酬の額を取り決める必要がある場合に、J社の予算や規定を基準にして一方的に決定した。
- ラジオ放送業を営むK社は、台本や情報誌の原稿作成等を特定受託事業者に委託しているが、給付の受領後、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者に当該給付に関して追加的な作業を行わせ、特定受託事業者に費用の負担が生じたかどうかを確認していなかった。
- テlevision放送業を営むL社は、番組情報誌の原稿作成等を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者に対して、金銭の提供を要請し、その提供を受けていた。

**別紙 1－2 指導の対象となった主な事例（広告業等）**

**【取引条件の明示義務（第3条）】**

- 広告業を営むM社は、ウェブサイトの制作等を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、情報成果物の給付を受領する場所及び検査完了日を明示していなかった。
- 広告業を営むN社は、広告の制作に必要な撮影等を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付の内容、役務の提供を受ける日及び役務の提供を受ける場所を明示していなかった。
- 広告業を営むO社は、原稿の作成を特定受託事業者に委託しているが、一定期間にわたって同種の業務委託を複数行う際に個々の業務委託に一定期間共通して適用される事項を記載した書面との関連性を、個々の業務委託の際に交付する書面に記載しなかった。
- 広告業を営むP社は、画像加工、イラスト作成等を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付の内容について、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させる場合に、対象となる知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示していなかった。
- 広告制作業を営むQ社は、動画の撮影、編集等を特定受託事業者に委託しているが、業務の遂行のために特定受託事業者が要する費用等をQ社自身が負担する場合に、当該費用等の金額を含めた総額が把握できるように報酬の額を明示しなかった。

**【期日における報酬支払義務（第4条）】**

- 広告業を営むR社は、デザインの制作等を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者が請求書を提出した日を基準に支払期日を設定しており、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。
- 広告業を営むS社は、写真撮影等を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者から請求書の提出が遅れたことを理由に、支払期日より後に報酬を支払っていた。

- インターネット利用サポート業を営むT社は、広告物の制作等を特定受託事業者に委託しているが、受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払期日を設定しており、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。

【発注事業者の禁止行為（第5条）】

- 広告業を営むU社は、自然言語処理のアドバイス等を特定受託事業者に委託しているが、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由に、特定受託事業者から報酬の額の引上げを求められたにもかかわらず、協議を行うことなく、従来どおりの報酬の額に据え置いていた。
- 広告業を営むV社は、ポスター制作等を特定受託事業者に委託しているが、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由に、特定受託事業者から報酬の額の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面や電子メールなど記録に残る方法で回答することなく、従来どおりの報酬の額に据え置いていた。
- 広告業を営むW社は、グラフィックデザインを特定受託事業者に委託しているが、定期的な価格の見直しや仕様の変更に際して、特定受託事業者との間で報酬の額を取り決める際に、W社の予算や規定を基準にして一方的に決定していた。
- 広告業を営むX社は、デザインの制作を特定受託事業者に委託しているが、明示事項として示した給付の内容の全部又は一部を取り消したにもかかわらず、それに伴い特定受託事業者に不利益が生じたかどうか確認していなかった。

**別紙2 フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条の各規定に関する留意点**

(買いたたきの禁止（法第5条第1項第4号）、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（法第5条第2項第2号）

問1： 特定業務委託事業者が、8月31日に実施するイベントでの実演を、特定受託事業者に対し、4月1日に委託した。しかし、特定業務委託事業者は、イベントの参加者が集まらなかつたという特定業務委託事業者の都合で、当該イベントを開催直前に中止し、当該業務委託をキャンセルした。当該キャンセルに際し、特定業務委託事業者が留意すべき点はあるか。

答： 本法で禁止されている不当な給付内容の変更及び不当なやり直しにおいて、「特定受託事業者の利益を不当に害」したといえるかは、給付内容の変更ややり直しによって特定受託事業者に生じた損失や、これに対して特定業務委託事業者が負担した費用の額等を総合的に考慮し、特定受託事業者に不利益が生じたといえるかで判断される。

例えば、この場合において、特定受託事業者は4月1日から約5か月の期間にわたり当該業務委託のために8月31日の予定を確保することを余儀なくされていたにもかかわらず、特定業務委託事業者が、当該イベントを開催直前に中止し特定受託事業者への当該業務委託をキャンセルしたことにより、同日に特定受託事業者が別の業務を実施することを不可能にさせたときは、特定業務委託事業者は、当該業務委託のキャンセルにあたって、当該イベント開催直前までに特定受託事業者が行った作業が無駄になった分の費用を負担するだけではなく、特定受託事業者に対し、当該業務委託の「報酬の額」相当額の支払を行わなければ、給付内容の変更により特定受託事業者の利益を不当に害したとして本法上問題となるおそれがある点に留意が必要である。

また、トラブル防止の観点から、特定業務委託事業者及び特定受託事業者は、業務委託がキャンセルになった場合に、特定業務委託事業者から特定受託事業者に対する金銭の支払の有無及び金額を、（いわゆるキャンセルポリシー等の方法により）あらかじめ定めておくことが考えられる。

なお、当該支払の有無及び金額の定めによっては、買いたたき又は不当な給付内容の変更として本法違反となり得る点に留意が必要である。

(報酬の減額の禁止（法第5条第1項第2号）)

問2： 特定業務委託事業者は、自社のウェブサイトに掲載するための写真の撮影業務を特定受託事業者に委託した。業務委託の際に、特定受託事業者に口頭で了解を得た上で、報酬を特定受託事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を報酬の額から差し引いて支払うこととしたが、特定業務委託事業者が留意すべき点はあるか。

答： 本法上、あらかじめ合意があったとしても、特定業務委託事業者は、特定受託事業者に責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うことは禁止されている。

発注前に振込手数料を特定受託事業者が負担する旨の書面又は電磁的方法での合意がある場合には、特定業務委託事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて報酬を支払うことが認められる（発注前に書面又は電磁的方法での合意がない場合には、報酬の減額として本法違反となる点に留意が必要である。）。

※ なお、令和8年1月1日以降は、発注前に振込手数料を特定受託事業者が負担する旨の書面又は電磁的方法での合意がある場合であっても、報酬を特定受託事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、報酬の額から差し引くことは、報酬の減額として本法違反となる点に留意が必要である。

(報酬の減額の禁止（法第5条第1項第2号）)

問3：特定業務委託事業者は、自社で発行する雑誌に掲載する挿絵の制作業務を特定受託事業者に委託した。業務委託に当たり、挿絵1枚当たりの単価を設定しているが、単価改定を行う場合、単価の引下げの合意日以前に旧単価で発注したものに新単価を遡及適用する際に留意すべき点はあるか。

答：本法上、あらかじめ合意があったとしても、発注時の単価を発注後に引き下げる行為は、報酬の減額として問題となる。

したがって、単価の引下げ交渉が合意に至った際に、既に発注済みのものにまで当該新単価を適用すると、新単価の遡及適用として本法違反となる点に留意が必要である。

例えば、特定業務委託事業者と特定受託事業者が、7月1日に「本年4月1日発注分から引き下げた新単価を遡って適用する」と合意しても、この合意のとおり4月1日発注分から遡って新単価を適用すれば、報酬の減額として問題となる。また、特定業務委託事業者と特定受託事業者とが6月1日に「本年7月1日納品分から新単価を適用する」と合意しても、この合意前に発注していた7月1日以降の納品分に新単価を適用すれば、報酬の減額として問題となる。

**参考 参照条文**

- 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十  
五号）（抄）

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 （略）

（報酬の支払期日等）

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。

3・4 （略）

5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならぬ。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができ

なかったときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

6 (略)

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(指導及び助言)

第二十二条 公正取引委員会及び中小企業庁長官並びに厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、業務委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

- 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（政令第二百号）  
(抄)

（法第五条第一項の政令で定める期間）

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

- 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第三号）（抄）

（法第三条第一項の明示）

第一条 業務委託事業者は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する明示（以下単に「明示」という。）をするときは、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供により、示さなければならない。

- 一 業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの
- 二 業務委託（法第二条第三項に規定する業務委託をいう。以下同じ。）をした日
- 三 特定受託事業者の給付（法第二条第三項第二号の業務委託の場合は、提供される役務。第六号において同じ。）の内容
- 四 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日（期間を定めるものにあっては、当該期間）
- 五 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所
- 六 特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- 七 報酬の額及び支払期日
- 八 報酬の全部又は一部の支払につき手形を交付する場合は、その手形の金額及び満期
- 九 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者、特定受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、特定受託事業者が債権譲渡担保方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債権を担保として、金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）又はファクタリング方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債権を金融機関に譲渡するこ

とにより、当該金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の支払を受ける方式)若しくは併存的債務引受方式(特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債務を業務委託事業者と共に負った金融機関から、当該報酬の額に相当する金銭の支払を受ける方式)により金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、次に掲げる事項

- イ 当該金融機関の名称
- ロ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額
- ハ 当該報酬債権又は当該報酬債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払う期日

十 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者及び特定受託事業者が電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発生記録(電子記録債権法第十五条に規定する発生記録をいう。)をし又は譲渡記録(電子記録債権法第十七条に規定する譲渡記録をいう。)をする場合は、次に掲げる事項

- イ 当該電子記録債権の額
- ロ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

十一 報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者が、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を営む同法第二条第三項に規定する資金移動業者(以下単に「資金移動業者」という。)の第一種資金移動業に係る口座、同法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業を営む資金移動業者の第二種資金移動業に係る口座又は同条第三項に規定する第三種資金移動業を営む資金移動業者の第三種資金移動業に係る口座への資金移動を行う場合は、次に掲げる事項

- イ 当該資金移動業者の名称
- ロ 当該資金移動に係る額

2・3 (略)

4 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、業務委託をしたときに明示しない事項(以下「未定事項」という。)がある場合には、未定事項以外の事項のほか、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日の明示をしなければならない。

5 (略)

(共通事項)

第三条 第一条に規定する事項が一定期間における業務委託について共通であるものとして、あらかじめ、書面の交付又は前条に規定する電磁的方法による提供により示されたときは、当該事項については、その期間内における業務委託に係る明示は、あらかじめ示されたところによる旨を明らかにすることをもって足りる。

(未定事項)

第四条 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、特定受託事業者に対し未定事項の明示をするときは、当初の明示との関連性を確認することができるようしなければならない。